

Title	目で見るWHO 第79号 巻末資料等
Author(s)	鈴木, 大地
Citation	目で見るWHO. 2022, 79, p. 32-38
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88577">https://hdl.handle.net/11094/88577</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# (公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

- ★1948 「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足。
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された(本部京都)。  
WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1968 「目で見る WHO」発行開始
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を実施。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。
- ★1996 WHO 健康開発総合研究センター(WHO 神戸センター)開設。
- 1998 京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
- 2000 健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を実施。
- 2006 事務局を京都より大阪市に移転。セミナー事業を開始。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 2009 「目で見る WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを実施。
- 2010 WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。  
WHO インターンシップ支援助成を開始。
- 2012 公益社団法人に移行  
世界禁煙デーにあたって WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
- 2013 第 5 回アフリカ開発会議(TICAD)公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
- 2019 グローバルヘルス研究会「関西グローバルヘルスの集い」開始

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

## 歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長	中野種一郎(1965-73)	副会長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
理事長	平沢 興(1974-75)	副理事長	野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
	中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	未舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-)

# WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事長 中村安秀

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

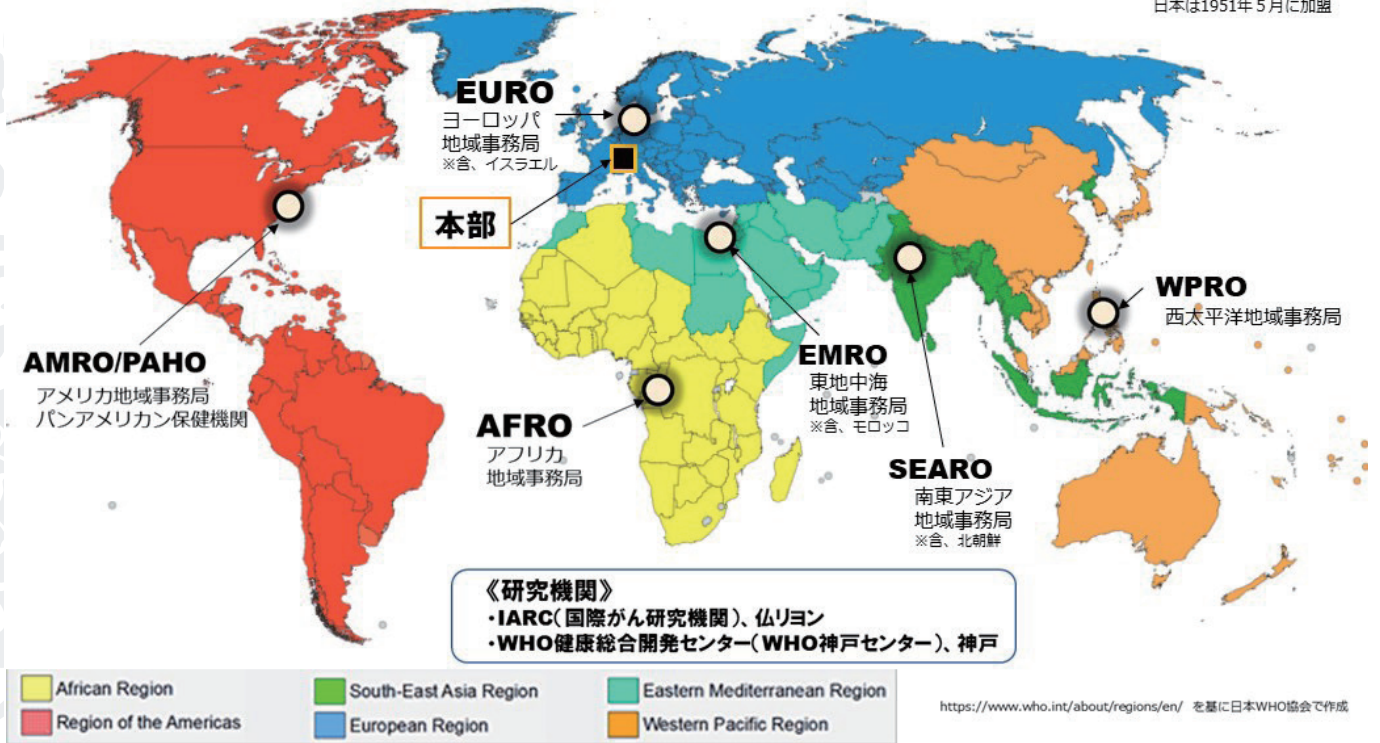
各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

# WHOの地域事務局と管轄エリア

(2020年3月現在194か国・地域と2準加盟地域)

日本は1951年5月に加盟



## 南北アメリカ地域

アメリカ合衆国  
アルゼンチン  
アンティグア・バーブーダ  
ウルグアイ  
エクアドル  
エルサルバドル  
カナダ  
ガイアナ  
キューバ  
グアテマラ  
グレナダ  
コスタリカ  
コロンビア  
ジャマイカ  
スリナム  
セントクリストファー・ネイビス  
セントビンセント・グレナディーン  
セントルシア  
チリ  
トリニダード・トバゴ  
ドミニカ  
ドミニカ共和国  
ニカラグア  
ハイチ  
パナマ  
パラグアイ  
ブラジル  
プエルトリコ\*  
ベネズエラ  
ベリーズ  
ペルー  
ホンジュラス  
ボリビア  
メキシコ

(\*は準加盟地域)

## ヨーロッパ地域

アイスランド  
アイルランド  
アゼルバイジャン  
アルバニア  
アルメニア  
アンドラ  
イギリス  
イスラエル  
イタリア  
ウクライナ  
ウズベキスタン  
エストニア  
オーストリア  
オランダ  
カザフスタン  
キプロス  
キルギスタン  
ギリシャ  
クロアチア  
サンマリノ  
ジョージア  
スイス  
スウェーデン  
スペイン  
スロバキア  
スロベニア  
セルビア  
タジキスタン  
チェコ共和国  
デンマーク  
トルクメニスタン  
トルコ  
ドイツ  
ノルウエー  
ハンガリー  
フィンランド  
フランス  
ブルガリア  
ベラルーシ  
ベルギー  
ボスニア・ヘルツェゴビナ  
ポーランド

ポルトガル  
マルタ  
モナコ  
モルドバ共和国  
モンテネグロ  
ラトビア  
リトアニア  
ルーマニア  
ルクセンブルグ  
ロシア  
北マケドニア

## アフリカ地域

アルジェリア  
アンゴラ  
ウガンダ  
エスワティニ  
エチオピア  
エリトリア  
カーボベルデ  
カメルーン  
ガーナ  
ガボン  
ガンビア  
ギニア  
ギニアビサウ  
ケニア  
コートジボワール  
コモロ  
コンゴ  
コンゴ民主共和国  
サントメ・プリンシペ  
ザンビア  
シエラレオネ  
ジンバブエ  
セイシェル  
セネガル  
タンザニア  
チャド  
トーゴ  
ナイジェリア

ナミビア  
ニジェール  
ブルキナファソ  
ブルンジ  
ベナン  
ボツワナ  
マダガスカル  
マラウイ  
マリ  
モーリシャス  
モリタニア  
モザンビーク  
リベリア  
ルワンダ  
レソト  
赤道ギニア  
中央アフリカ  
南アフリカ  
南スーダン

## 東地中海地域

アフガニスタン  
アラブ首長国連邦  
イエメン  
イラク  
イラン  
エジプト  
オマーン  
カタール  
クウェート  
サウジアラビア  
シリア  
ジブチ  
スーダン  
ソマリア  
チュニジア  
バーレーン  
パキスタン  
モロッコ  
ヨルダン  
リビア  
レバノン

## 南東アジア地域

インド  
インドネシア  
スリランカ  
タイ  
ネパール  
バングラデシュ  
東チモール  
ブータン  
ミャンマー  
モルディブ  
朝鮮民主主義人民共和国

## 西太平洋地域

オーストラリア  
カンボジア  
キリバス  
クック諸島  
サモア  
シンガポール  
ソロモン諸島  
ツバル  
トケラウ\*  
トンガ  
ナウル  
ニウエ  
ニュージーランド  
バヌアツ  
バブアニューギニア  
パラオ  
フィジー  
フィリピン  
ブルネイ・ダルサラーム  
ベトナム  
マーシャル諸島  
マレーシア  
ミクロネシア連邦  
モンゴル  
ラオス  
大韓民国  
中華人民共和国  
日本

## 寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。  
(匿名希望を除く。50音順、2021年11月末現在)  
この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

一般社団法人生産技術振興協会

## 編集委員のページ



鈴木 大地

神奈川工科大学健康医療科学部看護学科 助教

看護師として都内の病院で勤務した後、国際看護を学ぶ為進学。  
2018年聖路加国際大学大学院看護学研究科修士課程修了。病院、看護系大学での勤務を経て2021年より現職。

### コロナ禍で得られた便利と不便

関西を中心に構成されているこの編集委員ですが、コロナ以前に三重県で開催された日本国際保健医療学会学術大会での出会いをきっかけに、現在、一人神奈川の地から編集委員として携わっています。

新型コロナウイルスの第1例目の感染から、早いもので丸2年が経とうとしています。感染拡大に伴い国内外での渡航や行動の制限がなされ、慣れない新しい生活様式での生活がスタートしました。新しい生活様式により、編集委員のきっかけとなったオンラインでの学会等の開催がオンラインへ切り替わり、人との出会いのきっかけも減ることとなりました。その一方で、オンラインでの会議や学術集會も増え、物理的な距離があっても会議に参加することができたり、国際学会への参加が自宅できたりと、技術の進歩によるさまざまなシステムの恩恵を受けられているように感じます(国際学会の場合は時差がネックでしたが…)。またオンラインでの会議など、リモートでのオンライン〇〇が主流となり、日常の一部となりつつあり、便利になったことも増えてきました。この編集作業もオンラインだからできることです。

本誌の読者の中には、大学でオンライン講義が主流の学生さんたちも多くいるかと思いますが、オンラインでの便利さを感じる一方で、直接同級生や先生と会えないもどかしさを感じている人もいないのでしょうか? 私自身もそうですが、人との出会いによって得られる(た)ことはたくさんあります。皆さんが今感じている「もどかしさ」を解消できる日が、1日でも早く来ることを切に願っています。

グローバルな視野から健康を考え、  
国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と  
WHO 憲章精神の普及活動を展開しています。

私たちの活動に賛同し、  
継続のご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円



入会のお申し込みはこちらから

# 目で見ると WHO

2022 冬号 No.79  
2022年1月1日 発行  
定価 1,100円 (本体 1,000円、税10%)

発行者  
中村安秀

編集委員  
安田直史 (編集長) 山田絵里 (副編集長)  
磯邊綾菜 小笠原理恵 小橋川翔太 佐伯壮一郎  
白野倫徳 鈴木大地 戸田登美子 松澤文音  
森本早紀 柳澤沙也子 渡部雄一

編集協力：森井真理子  
デザイン：根本睦子

発行所  
公益社団法人 日本WHO協会  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F  
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136  
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

# WHO への人的貢献を推進しよう

広告

株式会社 プロアシスト

代表取締役社長 生駒 京子

〒540-0031 大阪府中央区北浜東 4-33

北浜ネクスビル 28F

TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

新居合同税理士事務所

代表税理士 新居 誠一郎

〒546-0002 大阪府東住吉区杭全 1-15-18

TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

ポリグルソーシャルビジネス  
株式会社

代表取締役 小田 節子

〒540-0026 大阪府中央区内本町 2-1-19

TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

岩本法律事務所

弁護士 岩本 洋子

弁護士 藤田 温香

〒541-0041 大阪府中央区北浜 2-1-19-901

サンメゾン北浜ラヴィッサ 901

TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106

 KINCHO

## 化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



**金鳥の渦巻**

世界初の  
渦巻き型蚊取り線香



**キンチョール**

日本で初めての  
エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。

広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、また、当協会が広告内容について推奨するものではありません。



日本型セルフケアで、健やかな社会を。



日本セルフケア推進協議会は、国民の健康を第一に考え、  
産学官の垣根を超えた横断的な情報交換を行うことで、  
来るべきAI時代の大変化に対応し、  
国民の健康寿命延伸に寄与できるような様々な調査や  
オープンな意見交換、それに基づく提言を行っていきます。





# SARAYA SDGs SOLUTIONS for UGANDA



日本の衛生環境改善に貢献してきたサラヤ。  
しかし、世界にはいまだ不衛生が原因で  
病気になってしまう方々がたくさんいます。

そこで、かつて日本でいった家庭での手洗い、  
病院での手指消毒の普及活動をウガンダで展開しています。

公共の場での手洗い設備の設置や手洗い啓発キャンペーン、  
また現地法人で生産するアルコール手指消毒剤の医療施設への導入、  
病院における院内感染についての知識やアルコール消毒の重要性、  
正しい方法を伝えるトレーニングを実施しています。

また、妊産婦を守る「ホワイトリボン運動」活動支援の一環として、  
2018年よりカンバラ郊外において、  
妊産婦を感染症から守るプロジェクトを開始しました。

ウガンダの衛生環境改善に貢献する、サラヤ。



公益社団法人  
日本WHO協会  
Friends of WHO Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F  
TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136  
URL。 <https://www.japan-who.or.jp/>